

様式1

事業報告書
(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 寺見内科医院
- ① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岡山県岡山市北区中仙道 58-122
- (3) 設立認可年月日 平成3年1月21日
- (4) 設立登記年月日 平成3年1月16日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	寺見 隆宏	
理事	寺見 武人	
理事	寺見 直人	
理事	寺見 桃子	
監事	寺見 登美子	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医院	岡山県岡山市北区中仙道 58-122	

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

なし

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年11月22日 令和2年度決算承認、役員報酬承認

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

- (7) その他の

なし

様式 2

法人名 医療法人 寺見内科医院
所在地 岡山市北区中仙道 58-122

※医療法人整理番号 〇〇28〇

財産目録
(令和4年9月30日現在)

1. 資産額	46,773 千円
2. 負債額	34,050 千円
3. 純資産額	12,722 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	27,197
B 固定資産	19,576
C 資産合計 (A+B)	46,773
D 負債合計	34,050
E 純資産 (C-D)	12,722

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 ■ 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 ■ 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 寺見内科医院
 所在地 岡山市北区中仙道58-122

※医療法人整理番号 01280

貸 借 対 照 表
 (令和4年9月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	27,197	I 流動負債	7,514
II 固定資産	19,576	II 固定負債	26,536
1 有形固定資産	12,477	負債合計	34,050
2 無形固定資産	147	純資産の部	
3 その他の資産	6,950	科目	金額
		I 出資金	9,500
		II 積立金	3,222
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	12,722
資産合計	46,773	負債・純資産合計	46,773

様式4-2

法人名 医療法人 寺見内科医院
所在地 岡山市北区中仙道58-122

※医療法人整理番号 00280

損 益 計 算 書
(自 令和3年10月 1日 至 令和4年 9月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	85,437
2 事業費用	76,443
本来業務事業利益	8,994
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	8,994
II 事業外収益	38
III 事業外費用	85
経常利益	8,946
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	8,946
法人税等	81
当期純利益	8,864

様式5

監事監査報告書

医療法人 寺見内科医院

理事長 寺見 隆宏 殿

私は、医療法人 寺見内科医院の令和3会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告致します。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているもの認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年11月22日

医療法人 寺見内科医院

監事 寺見 登美子

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。